

令和3年第6回伊賀市議会（定例会）

請 願 文 書 表

令和3年12月1日



1 受理番号	請願第7号の1
2 受付年月日	令和3年11月15日
3 請願者の住所及び氏名	伊賀市荒木581番地 下荒木区長 菊本 一巳 外2名
4 請願の件名	荒木近隣肥育牧場による悪臭対策等についての請願書
5 請願の要旨	<p><b>請願趣旨</b></p> <p>平成30年8月頃に荒木近隣に肥育牧場（以下牧場という）の牛舎1棟が完成し、その後、同年11月頃から酷い悪臭が漂うようになりました。洗濯物にその匂いが付着し、窓も開けられない日が続きました。幾度となく伊賀市や三重県、また牧場に悪臭対策等を求めてまいりましたが、一向に改善が見られませんでした。更に、令和元年から令和2年の3月頃に牛舎が2棟目3棟目と建設された後、悪臭が酷くなり、蠅の発生による近隣の工場にもその被害（別添資料2）が及びました。</p> <p>以降も、伊賀市や三重県や牧場に改善要請（別添資料1）するも、「指導します。」「現地を見に行きます。」程度にとどまり、牧場周辺の生活環境の改善は行われていません。情報公開制度によって判明した事実と伊賀市や三重県、または牧場との齟齬を含めて、悪臭対策等について請願します。</p> <p>尚、近隣住民及び近隣企業から、この請願書を提出するにあたり賛同の署名を841名（請願書提出日時点）いただいております（別添資料9）</p> <p><b>請願事項</b></p> <p>1、農地転用時の条件（糞尿処理）の履行</p> <p>平成29年9月25日付、伊賀市指令伊林4-21号（別添資料3）による条件1に、申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）にしたがって、その事業の用に供すること。と条件が付されています。</p> <p>そこで、平成29年8月18日付け、農地法第4条第1項の規定による許可申請書（別添資料4）の5項目目に、転用することによって生じる付近の土地作物家畜等の被害防除施設の概要欄によりますと、「家畜糞尿は定期的に牛舎より大山田堆肥センターへ全て搬出します。」となっています。しかし現在、大山田堆肥センターへの搬出は行われていません。</p> <p>従いまして、平成29年9月25日付、伊賀市指令伊林4-21号（別添資料3）の注意事項に、「（略）農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは、相当の期間を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。」とありますので、農地転用時の条件の履行を求めます。</p> <p>2、農地転用時の条件（雨水排水）の履行について</p> <p>平成29年8月16日付、農地転用に伴う協議について（別添資料5）の排水計画に既設の排水路に雨水を放流する、と記載されています。また添付されている平面図にも、そのような記載があります。同時に、農地法第4条第1項の規定による許可申請書（別添資料4）の転用することによって生じる付近の土地作物家畜等の被害防除施設の概要にも、「取水は既設井戸から行い、雨水排水は既設排水</p>

路に放流。」と記載されています。

しかし、令和元年11月11日現地調査の事務報告書、令和元年11月12日付（別添資料6）から、牧場の代表者より、「牛舎から出る雨水も地面に浸透させているので、側溝に水を流していない。」との返答があり、伊賀市と三重県の現地調査からも「雨水についても、牧場の代表者の申述通り側溝等に流していない事実を確認する。」となっています。

従いまして、平成29年9月25日付、伊賀市指令伊林4-21号（別添資料3）の注意事項に、「（略）農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは、相当の期間を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。」、とありますので、農地転用時の条件の履行を求めます。

### 3、悪臭防止法の履行

請願事項1のとおり、悪臭等の被害は家畜の糞尿によるものと想像するに難くないと考えます。伊賀市は、悪臭防止法第1条の規定による規制や悪臭防止対策を行い、牧場周辺を規制地域に指定し、規制基準を定め、適合しない場合は、改善勧告や改善命令を行うように求めます。

また、臭気指数の導入を求めます。伊賀市は、悪臭測定をして、アンモニア濃度は濃度規制の範囲内だから問題ないとしていますが、住民の悪臭に対する被害感覚と一致していません。悪臭の原因はアンモニアだけではなく、硫化水素、メチルメルカプタン、揮発性脂肪酸など多種多様であり、アンモニアの濃度測定だけで把握できるものではありません。

伊賀市が牧場の境界線付近でした測定でも（別添資料7）、6段階臭気強度表示法で臭気濃度は3であり、「容易に感ずる」ほどの臭気強度です。臭気指数の規制値は、臭気濃度2.5～3.5に相当するので、臭気指数で規制すれば規制がかかる悪臭です。よって、牧場周辺を規制地域に指定し、悪臭規制を、住民の生活体験や被害感覚と合致した人間の感覚を用いた方法である臭気指数方式（臭気判定士が行う判定方式）に速やかに変更して下さい。

### 4、家畜排せつ物法や水質汚濁防止法の履行要請

請願事項2のとおり、雨水排水の計画と実行に大きな乖離が生じています。また、牛を場内で洗う行為（別添資料8）も同じように、その汚水物が地下浸透します。糞尿が定期的に大山田堆肥センターへ搬出できない以上、家畜排せつ物法の管理基準の遵守や水質汚濁防止法の基づいた排水規制が遵守されているかを関係機関に要請し、実行されることを求めます。

6 紹介議員	釜井 敏行、西田 方計、福岡 正康、桃井 弘子
7 付託委員会	総務常任委員会（赤色着色部）
8 その他	署名簿の原本は議会事務局にて保管

1 受理番号	請願第7号の2
2 受付年月日	令和3年11月15日
3 請願者の住所及び氏名	伊賀市荒木581番地 下荒木区長 菊本 一巳 外2名
4 請願の件名	荒木近隣肥育牧場による悪臭対策等についての請願書
5 請願の要旨	<p><b>請願趣旨</b></p> <p>平成30年8月頃に荒木近隣に肥育牧場（以下牧場という）の牛舎1棟が完成し、その後、同年11月頃から酷い悪臭が漂うようになりました。洗濯物にその匂いが付着し、窓も開けられない日が続きました。幾度となく伊賀市や三重県、また牧場に悪臭対策等を求めてまいりましたが、一向に改善が見られませんでした。更に、令和元年から令和2年の3月頃に牛舎が2棟目3棟目と建設された後、悪臭が酷くなり、蠅の発生による近隣の工場にもその被害（別添資料2）が及びました。</p> <p>以降も、伊賀市や三重県や牧場に改善要請（別添資料1）するも、「指導します。」「現地を見に行きます。」程度にとどまり、牧場周辺の生活環境の改善は行われていません。情報公開制度によって判明した事実と伊賀市や三重県、または牧場との齟齬を含めて、悪臭対策等について請願します。</p> <p>尚、近隣住民及び近隣企業から、この請願書を提出するにあたり賛同の署名を841名いただいております（別添資料9）</p> <p><b>請願事項</b></p> <p>1、農地転用時の条件（糞尿処理）の履行</p> <p>平成29年9月25日付、伊賀市指令伊林4-21号（別添資料3）による条件1に、申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）にしたがって、その事業の用に供すること。と条件が付されています。</p> <p>そこで、平成29年8月18日付け、農地法第4条第1項の規定による許可申請書（別添資料4）の5項目目に、転用することによって生じる付近の土地作物家畜等の被害防除施設の概要欄によりますと、「家畜糞尿は定期的に牛舎より大山田堆肥センターへ全て搬出します。」となっています。しかし現在、大山田堆肥センターへの搬出は行われていません。</p> <p>従いまして、平成29年9月25日付、伊賀市指令伊林4-21号（別添資料3）の注意事項に、「（略）農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは、相当の期間を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。」とありますので、農地転用時の条件の履行を求めます。</p> <p>2、農地転用時の条件（雨水排水）の履行について</p> <p>平成29年8月16日付、農地転用に伴う協議について（別添資料5）の排水計画に既設の排水路に雨水を放流する、と記載されています。また添付されている平面図にも、そのような記載があります。同時に、農地法第4条第1項の規定による許可申請書（別添資料4）の転用することによって生じる付近の土地作物家畜等の被害防除施設の概要にも、「取水は既設井戸から行い、雨水排水は既設排水路に放流。」と記載されています。</p>

しかし、令和元年11月11日現地調査の事務報告書、令和元年11月12日付（別添資料6）から、牧場の代表者より、「牛舎から出る雨水も地面に浸透させているので、側溝に水を流していない。」との返答があり、伊賀市と三重県の現地調査からも「雨水についても、牧場の代表者の申述通り側溝等に流していない事実を確認する。」となっています。

従いまして、平成29年9月25日付、伊賀市指令伊林4-21号（別添資料3）の注意事項に、「（略）農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは、相当の期間を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。」、とありますので、農地転用時の条件の履行を求めます。

### 3、悪臭防止法の履行

請願事項1のとおり、悪臭等の被害は家畜の糞尿によるものと想像するに難くないと考えます。伊賀市は、悪臭防止法第1条の規定による規制や悪臭防止対策を行い、牧場周辺を規制地域に指定し、規制基準を定め、適合しない場合は、改善勧告や改善命令を行うように求めます。

また、臭気指数の導入を求めます。伊賀市は、悪臭測定をして、アンモニア濃度は濃度規制の範囲内だから問題ないとしていますが、住民の悪臭に対する被害感覚と一致していません。悪臭の原因はアンモニアだけではなく、硫化水素、メチルメルカプタン、揮発性脂肪酸など多種多様であり、アンモニアの濃度測定だけで把握できるものではありません。

伊賀市が牧場の境界線付近でした測定でも（別添資料7）、6段階臭気強度表示法で臭気濃度は3であり、「容易に感ずる」ほどの臭気強度です。臭気指数の規制値は、臭気濃度2.5～3.5に相当するので、臭気指数で規制すれば規制がかかる悪臭です。よって、牧場周辺を規制地域に指定し、悪臭規制を、住民の生活体験や被害感覚と合致した人間の感覚を用いた方法である臭気指数方式（臭気判定士が行う判定方式）に速やかに変更して下さい。

### 4、家畜排せつ物法や水質汚濁防止法の履行要請

請願事項2のとおり、雨水排水の計画と実行に大きな乖離が生じています。また、牛を場内で洗う行為（別添資料8）も同じように、その汚水物が地下浸透します。糞尿が定期的に大山田堆肥センターへ搬出できない以上、家畜排せつ物法の管理基準の遵守や水質汚濁防止法の基づいた排水規制が遵守されているかを関係機関に要請し、実行されることを求めます。

6 紹介議員	釜井 敏行、西田 方計、福岡 正康、桃井 弘子
7 付託委員会	産業建設常任委員会（赤色着色部）
8 その他	署名簿の原本は議会事務局にて保管